

〔平成19年11月1日〕
国家公安委員会決定

警察捜査における取調べの適正化について

警察による被疑者の取調べについては、昨今、その在り方を問われる無罪判決等が相次ぎ、国民・社会から厳しい指弾を受けて、警察捜査に対する信頼が大きく揺らいでいる。

警察は、この事態を重く受け止め、判決等において指摘された点については、深く反省し、取調べの一層の適正化を図っていくことが必要である。

また、平成21年前半に始まる裁判員裁判制度の下では、一般国民から選ばれる裁判員が刑事事件の審判に関与することから、警察における捜査手続、とりわけ被疑者の取調べについて、裁判員に十分に理解されるように努めるなど、裁判員裁判に適合するものとなることが必要となる。

もとより、我が国の刑事手続において、被疑者の取調べは、事案の真相解明に重要な役割を果たしているが、これが個人の基本的な人権を全うしつつ行われるべきことは、当然である。

国家公安委員会は、このような諸情勢を踏まえ、捜査における取調べの一層の適正化を図ることが喫緊の課題であり、全国警察を挙げた取組みが必要であると考えます。

よって、警察庁は、都道府県警察における捜査の実態を十分に勘案し、来るべき裁判員裁判への適合性をも念頭に置きつつ、

取調べに対する監督の強化

取調べ時間の管理の厳格化

その他適正な取調べを担保するための措置

捜査に携わる者の意識向上

の諸点について検討した上、逐次、対策を講じ、警察捜査に対する国民の信頼を回復するよう全力を尽くされたい。

また、依然として厳しい治安情勢の下、捜査に精励する捜査員が旺盛な士気を維持しつつ、果敢に犯罪と対決し得る環境作りを求める。